

○国立大学法人筑波技術大学個人情報の開示に関する規程

〔令和4年7月27日
規程第56号〕

最終改正 令和6年3月29日規程第37号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学個人情報保護管理規則（令和4年規則第9号。以下「保護管理規則」という。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報の開示等の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「個人情報」とは、保護管理規則第2条第2項に規定するものをいう。
- 2 この規程において「保有個人情報」とは、保護管理規則第2条第5項に規定する保有個人情報であって、本学が保有するものをいう。
- 3 この規程において「個人情報ファイル」とは、保護管理規則第2条第7項に規定するものをいう。
- 4 この規程において個人情報について「本人」とは、保護管理規則第2条第8項に規定するものをいう。
- 5 この規程において「部局等」とは、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則第13条第1項第1号及び第2号、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項並びに、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項並びに第21条の2第1項に定める組織をいう。

(開示請求の受付)

第3条 保有個人情報について、開示請求があった場合は、大学戦略課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 保有個人情報の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に別紙様式第1号の個人情報ファイル簿及びその他関連資料等を用いて、個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙様式第2号の保有個人情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）の提出を求めるとともに、第8条に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 学長は、個人情報の開示、不開示（以下、「開示等」という。）を検討するに当たって、当該個人情報を保有する部局の長及び関係委員会の意見を求めるとともに、必要に応じて本学の個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

第5条 学長は、法第77条第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

2 学長は、法第83条第2項の規定により開示、不開示の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙様式第5号により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第84条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙様式第6号により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 学長は、法第85条第1項の規定により事案を他の行政機関等に移送するときは、別紙様式第7号により他の行政機関等に、別紙様式第8号により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 学長は、第三者から意見を聴取するときは、次の各号に掲げる様式により別紙様式第11号を同封し、通知しなければならない。

(1) 法第86条第1項の規定による場合 別紙様式第9号

(2) 法第86条第2項の規定による場合 別紙様式第10号

6 学長は、法第86条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙様式第12号により当該第三者に通知しなければならない。

7 学長は、法第82条の規定により開示、不開示の決定をしたときは、別紙様式第3号又は別紙様式第4号により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第6条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により行うものとする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、学長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、閲覧及び写しの交付の方法並びに電磁的記録については視聴、閲覧（印刷物として出力したものの閲覧を含む。）又は写しの交付により行うものとする。

3 学長は、法第87条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙様式第13号による保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

4 保有個人情報の開示は、大学戦略課事務室において実施するものとする。

5 開示を受ける者が保有個人情報が記録されている文書又は図面の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、大学戦略課において保有個人情報が記録されている文書又は図面の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(移送された事案)

第7条 法第85条第2項の規定により他の行政機関等から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(手数料)

第8条 第3条第1号の開示請求手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書1件につき、300円とする。

2 開示請求をする者が、相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

3 手数料は、現金、現金書留又は銀行振込により納付しなければならない。

4 前3項の規定に関わらず、特定個人情報の開示を受ける本人が経済的困難その他特別の理由により開示請求に係る手数料を納付する資力がないと認めるときは、学長は、当該手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

(訂正請求の受付)

第9条 本学が保有する個人情報について、法第90条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、大学戦略課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 訂正請求を受け付けるときは、保有個人情報の訂正を請求する者（以下「訂正請求者」という。）に別紙様式第14号の保有個人情報訂正（通知・削除）請求書（以下「訂正請求書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交付するとともに、訂正請求書の写しを訂正請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものとする。

(3) 訂正請求の受付は、保有個人情報の開示を行った日から90日以内とする。

(訂正等の検討)

第10条 学長は、保有個人情報の訂正を行うかどうか（以下「訂正等」という。）を検討するに当たって、当該個人情報を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

(訂正等の決定)

第11条 学長は、法第91条第3項に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から30日以内に訂正等の決定をするものとする。

2 学長は、法第94条第2項の規定により訂正等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙様式第17号により当該訂正請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第95条の規定により訂正等を決定する期間を延長するときは、別紙様式第18号によ

り当該訂正請求者に通知しなければならない。

- 4 学長は、法第 96 条第 1 項の規定により事案を他の行政機関等に移送するときは、別紙様式第 19 号により他の行政機関等に、別紙様式第 20 号により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、法第 97 条の規定による保有個人情報の提供先への通知は、別紙様式第 21 号により行うものとする。
- 6 学長は、法第 93 条の規定により訂正等の決定をしたときは、別紙様式第 15 号又は別紙様式第 16 号により当該訂正請求者に通知しなければならない。

(移送された事案)

第 12 条 法第 96 条第 2 項の規定により他の行政機関等から移送された事案に係る訂正等の検討及び決定並びに訂正の実施については、第 10 条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(利用停止請求の受付)

第 13 条 本学の保有個人情報について、利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求があった場合は、大学戦略課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 利用停止請求を受け付けるときは、利用停止請求者に別紙様式第 22 号の保有個人情報利用停止請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出させるとともに、利用停止請求者が、保有個人情報の本人であること（法第 98 条第 2 項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を確認するものとする。この場合において、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、その補正を求めることができる。
- (2) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本 1 部を交付するとともに、利用停止請求書の写しを利用停止請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものとする。

(利用停止等の検討)

第 14 条 学長は、個人情報の利用停止を行うかどうか（以下「利用停止等」という。）を検討するに当たって、当該個人情報を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

(利用停止等の決定)

- 第 15 条 学長は、法第 99 条第 3 項に規定する補正に要した日数を除き、利用停止請求があった日から 30 日以内に利用停止等の決定をするものとする。
- 2 学長は、法第 102 条第 2 項の規定により利用停止等の決定を更に 30 日以内の期間で延長するときは、別紙様式第 25 条により当該利用停止請求者に通知しなければならない。
 - 3 学長は、法第 103 条の規定により利用停止等を決定する期間を延長するときは、別紙様式第 26 号により当該利用停止請求者に通知しなければならない。
 - 4 学長は、法第 101 条の規定により利用停止等の決定をしたときは、別紙様式第 23 号又は別紙様

式第 24 号により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

(審査請求)

第 16 条 学長は、開示等、訂正等又は利用停止の決定等について審査請求があったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 学長は、法第 105 条第 1 項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙様式第 29 号により行い、法第 105 条の 2 項の規定により審査請求をした者（以下「審査請求人」という。）に別紙様式第 30 号により通知しなければならない。

3 学長は、審査請求に対する裁決をしたときは、別紙様式第 31 号により審査請求人に通知しなければならない。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の開示等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 7 月 27 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

2 国立大学法人筑波技術大学個人情報保護取扱要項（平成 17 年制定）は本規程施行の日から廃止する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人筑波技術大学 個人情報ファイル簿

No.

1 個人情報ファイルの名称	
2 独立行政法人等の名称	国立大学法人筑波技術大学
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
4 個人情報ファイルの利用目的	
5 記録項目	
6 記録範囲	
7 記録情報の収集方法	
8 要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9 記録情報の経常的提供先	
10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 国立大学法人筑波技術大学大学戦略課 (所在地) 茨城県つくば市天久保4-3-15
11 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	
12 個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 国立大学法人筑波技術大学大学戦略課 (所在地) 茨城県つくば市天久保4-3-15
15 行政機関等匿名加工情報の概要	
16 作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
17 作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	
18 備 考	この様式中「法」とは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をいい、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)をいう

保有個人情報開示請求書

年 月 日

国立大学法人
筑波技術大学長 殿

ふりがな
氏 名

郵便番号
住 所 (又は居所)

電話番号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)		
任意記入	求める開示の実施方法	ア <input type="checkbox"/> 本学における開示の実施を希望する。 <開示の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () イ 写しの送付を希望する
	大学における開示を希望する場合の希望日時	年 月 日 () 時 分
本人確認書類	ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
	イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード, 特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には, 加えて住民票の写し等を添付してください。	
	ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____	
	エ 法定代理人が請求する場合, 次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	オ 任意代理人が請求する場合, 次の書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状	

(説明)

1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「電話番号」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(大学における開示の実施方法、希望する場合の日時、写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は本学の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法の申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。納付方法については、窓口で現金納付する方法と銀行振り込み又は現金書留で納付する方法があります。

なお、銀行振り込みの場合は大学戦略課にご連絡ください。口座番号等をお伝えしますので、振込の証の写しをこの開示請求書に添付し、大学戦略課に提出してください。なお、振込手数料は、開示請求者の負担となりますのでご了承ください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第21条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人のうち、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

保有個人情報開示決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

(開示請求者) 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

年 月 日付けで開示の請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

開示する保有個人情報	(全部開示 ・ 部分開示)
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報方法の利用目的	
開示の実施方法等	(1) 開示の実施方法等 (2) 本学における開示を実施できる日時・場所 年 月 日 () 時 分 年 月 日 () 時 分 場所：国立大学法人筑波技術大学大学戦略課 茨城県つくば市天久保 4-3-15
写しの送付による開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円 (郵便切手で納付)

※この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人筑波技術大学に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人筑波技術大を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

本学における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「本学における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の3日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

- (1) 本学における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、本学に来られる際に、本通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

<本件連絡先>
筑波技術大学大学戦略課
電話：029-858-

<別紙様式第4号> (第5条第7項関係)

<h3>保有個人情報不開示決定通知書</h3>	
文 書 番 号 年 月 日	
(開示請求者) 殿	
国立大学法人 筑波技術大学長 印	
年 月 日付けで開示の請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	

※この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人筑波技術大学に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人筑波技術大を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
筑波技術大学大学戦略課
電話：029-858-

<別紙様式第5号> (第5条第2項関係)

保有個人情報開示決定等延期通知書	
文 書 番 号 年 月 日	
(開示請求者) 殿	
国立大学法人 筑波技術大学長 印	
年 月 日付けで開示の請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等期限	年 月 日
延長する期間	日 間
延長後の開示決定等期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>
筑波技術大学大学戦略課
電話：029-858-

<別紙様式第6号> (第5条第3項関係)

保有個人情報開示決定等特例延期通知書

文 書 番 号
年 月 日

(開示請求者) 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

年 月 日付けで開示の請求がありました保有個人情報について個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定に基づき、次のとおり、法人文書の相当部分を除いた残りの部分について、開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等期限	年 月 日
相当部分を除いた決定期間を延長する残りの部分	
残りの部分の決定を延長する期間	日 間
残りの部分の延長後の開示決定等期限	年 月 日
法第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由	

<本件連絡先>
筑波技術大学大学戦略課
電話：029-858-

<別紙様式第7号> (第5条第4項関係)

<p>保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(他の行政機関の長等) 殿</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人 筑波技術大学長 印</p> <p>年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。</p>	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
筑波技術大学大学戦略課
電話：029-858-

<別紙様式第8号> (第5条第4項関係)

保有個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書	
文 書 番 号 年 月 日	
(開示請求者) 殿	
国立大学法人 筑波技術大学長 印	
年 月 日付けで開示の請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送しましたので通知します。	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
事案の移送先の独立行政法人名等	独立行政法人等名 住所 担当 TEL
事案を移送した年月日	年 月 日
事案を移送した理由	

(注) この開示請求に係る開示等の決定については、事案の移送を受けた独立行政法人等が行います。

<本件連絡先>
筑波技術大学大学戦略課
電話：029-858-

<別紙様式第9号> (第5条第5項第1号関係)

文書番号
年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人筑波技術大学長 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた, 貴社等) に関する情報が含まれている保有個人情報について, 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 77 条第 1 項の規定による開示請求があり, 当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため, 同法第 86 条第 1 項の規定に基づき, 御意見を伺うこととしました。

つきましては, お手数ですが, 当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは, 同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお, 提出期限までに意見書の提出がない場合には, 特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている (あなた, 貴社等) に関する情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
意見書提出先	国立大学法人筑波技術大学大学戦略課 〒305-8520 茨城県つくば市天久保4-3-15 TEL
意見書提出期限	年 月 日

(注) 意見書の提出がない場合は, 本学の決定に従うものとします。

<本件連絡先>
筑波技術大学大学戦略課
電話 : 029-858-

<別紙様式第10号> (第5条第5項第2号関係)

文書番号

年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人筑波技術大学長 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた, 貴社等) に関する情報が含まれている保有個人情報について, 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第77条第1項の規定による開示請求があり, 当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため, 同法第86条第2項の規定に基づき, 御意見を伺うこととしました。

つきましては, お手数ですが, 当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは, 同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお, 提出期限までに意見書の提出がない場合には, 特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
保有個人情報に記録されている貴殿に関する情報の内容	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号, <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた, 貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日

<別紙様式第 11 号> (第 5 条第 5 項関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学 御中

(ふりがな)

氏名又は名称

住所又は居所

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的な理由
連 絡 先	

(説明)

1 「開示についての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する口にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1) 支障がある部分、(2) 支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 12 号> (第 5 条第 6 項関係)

文書番号

年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人筑波技術大学長 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた, 貴社等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については, 下記のとおり開示決定しましたので, 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 86 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示を決定した日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は, 行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により, この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に, 国立大学法人筑波技術大学に対して審査請求をすることができます (なお, 決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても, 決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また, この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は, 行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により, この決定があったことを知った日から 6 か月以内に, 国立大学法人筑波技術大学を被告として, 裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお, 決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても, 決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話 : 029-858-

保有個人情報の開示の実施方法の申出書

年 月 日

国立大学法人
筑波技術大学長 殿

フリガナ
氏 名

郵便番号
住 所 (又は居所)

電話番号

年 月 日付け筑技大 第 号で通知のありました保有個人情報の
開示・部分開示の決定について、下記のとおり開示の実施を受けたいので申し出ます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示の実施方法 開示・部分開示決定通知書 記載の「求めることができる 開示の実施方法」から選択し て記入してください。	開示の実施方法
* 大学における開示を希 望する場合の希望日時	年 月 日 () 時 分 ※開示又は部分開示の決定通知書中の開示実施日時のうちから選択
* 写しの送付による開示 を希望する場合の送付先	〒 ※この場合、郵送料を郵便切手で納付願います。

- (注) 1 上記の*の項目については、該当する場合に記入してください。
2 この申出書は、開示又は部分開示の決定の通知があった日から原則 30 日以内に、
大学戦略課まで提出してください。
なお、開示請求書のとおり開示の実施を求める場合は、この申出書を提出する
必要はありません。

<本件連絡先>
筑波技術大学大学戦略課
電話：029-858-

<別紙様式第 14 号> (第 9 条第 1 号関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

国立大学法人
筑波技術大学長 殿

ふりがな
氏 名

郵便番号
住 所 (又は居所)

電話番号

個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 91 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人
情報の開示を受けた日、開示
決定に基づき開示を受けた
保有個人情報

開示決定通知の筑技大総第 号
日付： 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：

訂正請求の趣旨及び理由

趣旨
理由

本人 確 認 等	ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
	イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード, 特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	ウ 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
	エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

(記載に当たっての注意事項)

1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「電話番号」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 ①～②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第 90 条第 1 項第 1 号)
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第 88 条第 1 項の他の法律又はこれに基づく命令の規定により開示を受けたもの (法第 90 条第 1 項第 2 号)

4. 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第 1 号該当」、「第 2 号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第 1 号該当」には、第 61 条第 2 項の規定 (個人情報の保有制限) に違反して保有されているとき、第 63 条の規定 (不適正な利用の禁止) に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定 (適正取得) に違反して取得されたものであるとき又は第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定 (目的外利用制限) に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第 2 号該当」には、第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定 (目的外提供制限) 又は第 71 条第 1 項の規定 (外国第三者提供制限) に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 訂正請求の期限について

利用停止請求は、法第 98 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内になければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２）送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３）代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 15 条> (11 条第 6 項関係)

保有個人情報訂正決定通知書	
文 書 番 号 年 月 日	
(訂正請求者) 殿	
国立大学法人 筑波技術大学長 印	
年 月 日付けで訂正の請求がありました保有個人情報については、個人情報 情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 1 項の規定により、下記の と訂正することを決定しましたので通知します。	
訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、国立大学法人筑波技術大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人筑波技術大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 16 号> (11 条第 6 項関係)

保有個人情報不訂正決定通知書	
文 書 番 号 年 月 日	
(訂正請求者) 殿	
国立大学法人 筑波技術大学長 印	
年 月 日付けで訂正の請求がありました保有個人情報については、 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 2 項の規定により、訂正 をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。	
訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正をしない こととした理由	

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、国立大学法人筑波技術大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人筑波技術大学を被告として、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 17 号> (11 条第 2 項関係)

保有個人情報訂正決定等延期通知書

文 書 番 号
年 月 日

(訂正請求者) 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

年 月 日付けで訂正の請求がありました保有個人情報については、個人
情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 94 条第 2 項の規定により、下記のと
おり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正決定等期限	年 月 日
延長する期間	日間
延長後の訂正決定等期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 18 号> (11 条第 3 項関係)

保有個人情報訂正決定等特例延期通知書

文 書 番 号
年 月 日

(訂正請求者) 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

年 月 日付けで訂正の請求がありました保有個人情報については、個人情報
情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 95 条の規定により、下記のとおり訂
正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第 95 条の規定（訂正 決定等の期限の特例） を適用する理由	
訂正決定等期限	年 月 日

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 19 号> (11 条第 4 項関係)

保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送通知書	
文 書 番 号 年 月 日	
(他の行政機関の長等) 殿	
国立大学法人 筑波技術大学長 印	
年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 96 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 20 号> (第 11 条第 4 項関係)

保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送通知書

文 書 番 号
年 月 日

(訂正請求者) 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

年 月 日付けで訂正の請求がありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 96 条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
事案の移送先の独立行政法人名等	独立行政法人等名 住所 担当 TEL
事案を移送した年月日	年 月 日
事案を移送した理由	

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 21 号> (第 11 条第 5 項関係)

保有個人情報訂正通知書	
文 書 番 号 年 月 日	
(他の行政機関の長等) 殿	
国立大学法人 筑波技術大学長 印	
貴機関に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により、通知します。	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名, 住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

保有個人情報利用停止請求書	
年 月 日	
国立大学法人 筑波技術大学長 殿	
ふりがな 氏 名 郵便番号 住 所 (又は居所) 電話番号	
個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 99 条第 1 項の規定に基づき、 下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します	
利用停止請求に係る保有 個人情報の開示を受けた日、 開示決定に基づき開示を受 けた保有個人情報の名称等	開示決定通知の筑技大総第 号 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利 用 停 止 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	(趣旨) (請求できる措置) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止, <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止 理由
本人 確 認 等	ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
	イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード, 特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	ウ <u>本人の状況等 (法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)</u> (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
	エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

(説明)

1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「電話番号」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 ①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第 90 条第 1 項第 1 号）
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第 88 条第 1 項の他の法律又はこれに基づく命令の規定により開示を受けたもの（法第 90 条第 1 項第 2 号）

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第 1 号該当」、「第 2 号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

- ア 「第 1 号該当」には、第 61 条第 2 項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、第 63 条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。
- イ 「第 2 号該当」には、第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定（目的外提供制限）又は第 71 条第 1 項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第 36 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行わなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法

律施行令第 21 条に規定する運転免許証，健康保険の被保険者証，個人番号カード(住民基本台帳カード(注)，ただし個人番号通知カードは不可)，在留カード，特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や，これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は，窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは，その効力を失うか，個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ，引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には，(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて，住民票の写し(ただし，開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。住民票の写しは，市町村が発行する公文書であり，その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は，開示請求窓口事前に相談してください。

なお，個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は，表面のみ複写し，住民票の写しに個人番号の記載がある場合，当該個人番号を黒塗りしてください。

また，被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は，保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は，代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は，保有個人情報の本人の状況，氏名，本人の住所又は居所です。

代理人のうち，戸籍謄本，戸籍抄本，成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし，開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提示し，又は提出してください。なお，戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は，市町村等が発行する公文書であり，その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち，任意代理人が開示請求をする場合には，委任状その他その資格を証明する書類(ただし，開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。ただし，委任状については，①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし，開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付するか又は②委任者の運転免許証，個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお，委任状は，その複写物による提出は認められません。

<別紙様式第 23 号> (第 15 条第 4 項関係)

保有個人情報利用停止決定通知書	
文 書 番 号 年 月 日	
(利用停止請求者) 殿	
国立大学法人 筑波技術大学長 印	
年 月 日付けで利用停止の請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 1 項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。	
利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止決定をする理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国立大学法人筑波技術大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人筑波技術大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 24 号> (第 15 条第 4 項関係)

保有個人情報不利用停止決定通知書	
	文 書 番 号 年 月 日
(利用停止請求者) 殿	
	国立大学法人 筑波技術大学長 印
年 月 日付けで利用停止の請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。	
利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしない こととした理由	

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、国立大学法人筑波技術大学に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人筑波技術大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 25 号> (第 15 条第 2 項関係)

保有個人情報利用停止決定等延期通知書

文 書 番 号
年 月 日

(利用停止請求者) 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

年 月 日付けで利用停止の請求がありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 102 条第 2 項の規定により、下
記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止決定等期限	年 月 日
延長する期間	日間
延長後の利用停止決定等期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 26 号> (第 15 条第 3 項関係)

保有個人情報利用停止決定等特例延期通知書

文 書 番 号
年 月 日

(利用停止請求者) 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

年 月 日付けで利用停止の請求がありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 103 条の規定により、下記のと
おり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第 103 条の規定（利用停 止決定等の期限の特例）を 適用する理由	
利用停止決定等期限	年 月 日

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 27-1 号> (第 16 条第 2 項関係)

諮 問 書

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

個人情報の保護に関する法律第 82 条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、
審査請求があったので、同法第 105 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

別紙

<p>1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等</p>	
<p>2 審査請求に係る開示等の 決定</p> <p><input type="checkbox"/> 開示決定</p> <p><input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項)</p> <p><input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)</p>	<p>① 開示決定等の日付, 記号番号</p> <p>② 開示決定等をした者</p> <p>③ 開示決定等の概要</p>
<p>3 審査請求</p>	<p>① 審査請求日</p> <p>② 審査請求人</p> <p>③ 審査請求の趣旨</p>
<p>4 諮問の理由</p>	
<p>5 参加人等</p>	
<p>6 添付書類等</p>	<p>① 保有個人情報開示請求書 (写)</p> <p>② 保有個人情報開示決定通知書 (写), 又は保有個人情報 不開示決定通知書 (写)</p> <p>③ 審査請求書 (写)</p> <p>④ 諮問理由説明書</p> <p>⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された法人文 書等 (写し)</p> <p>⑥ その他参考資料 (第三者からの反対意見書等)</p>

<別紙様式第 27-2 号> (第 16 条第 2 項関係)

諮 問 書

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

個人情報の保護に関する法律第 93 条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、
審査請求があったので、同法第 105 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

別紙

<p>1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等</p>	
<p>2 審査請求に係る訂正等の 決定</p> <p><input type="checkbox"/> 訂正決定</p> <p><input type="checkbox"/> 不訂正決定 (該当不開示条項)</p>	<p>① 訂正決定等の日付，記号番号</p> <p>② 訂正決定等をした者</p> <p>③ 決定の概要</p>
<p>3 審査請求</p>	<p>① 審査請求日</p> <p>② 審査請求人</p> <p>③ 審査請求の趣旨</p>
<p>4 諮問の理由</p>	
<p>5 参加人等</p>	
<p>6 添付書類等</p>	<p>① 保有個人情報開示請求書（写）</p> <p>② 保有個人情報訂正決定通知書（写），又は保有個人情報 不訂正決定通知書（写）</p> <p>③ 審査請求書（写）</p> <p>④ 諮問理由説明書</p> <p>⑤ その他参考資料（第三者からの反対意見書等）</p>

<別紙様式第 27-3 号> (第 16 条第 2 項関係)

諮 問 書

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

個人情報の保護に関する法律第 101 条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 105 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

別紙

<p>1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等</p>	
<p>2 審査請求に係る利用停止等の決定</p> <p><input type="checkbox"/> 利用停止決定</p> <p><input type="checkbox"/> 不利用停止決定 (該当不開示条項)</p>	<p>① 利用停止決定等の日付，記号番号</p> <p>② 利用停止決定等をした者</p> <p>③ 決定の概要</p>
<p>3 審査請求</p>	<p>① 審査請求日</p> <p>② 審査請求人</p> <p>③ 審査請求の趣旨</p>
<p>4 諮問の理由</p>	
<p>5 参加人等</p>	

<別紙様式第 27-4 号> (第 16 条第 2 項関係)

諮 問 書

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人
筑波技術大学長 印

個人情報の保護に関する法律第 76 条の規定に基づく開示請求[個人情報の保護に関する法律第 90 条の規定に基づく訂正請求，個人情報の保護に関する法律第 98 条の規定に基づく利用停止請求]に係る不作為について，別紙のとおり，審査請求があったので，同法第 105 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

別紙

<p>1 開示請求[訂正請求, 利用停止請求]に係る保有個人情報等の名称等</p>	
<p>2 審査請求に係る開示請求 [訂正請求, 利用停止請求]</p>	<p>(1) 開示請求 [訂正請求, 利用停止請求] の日付, 受付番号等</p> <p>(2) 開示請求 [訂正請求, 利用停止請求] の宛先</p>
<p>3 補正に要した日数, 開示決定等の期限</p>	
<p>4 審査請求</p>	<p>① 審査請求日</p> <p>② 審査請求人</p> <p>③ 審査請求の趣旨</p>
<p>5 諮問の理由</p>	
<p>6 参加人等</p>	
<p>7 添付書類等</p>	<p>① 保有個人情報開示請求書[訂正請求書, 利用停止請求書] (写し)</p> <p>② 審査請求書 (写し)</p> <p>③ 理由説明書</p> <p>④ その他参考資料</p>

<別紙様式第 28 号> (第 16 条第 2 項関係)

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知	
文 書 番 号 年 月 日	
(審査請求人等) 殿	
国立大学法人 筑波技術大学長 印	
年 月 日付けの国立大学法人筑波技術大学長に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 105 条第 2 項の規定により通知します。	
審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等，利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-

<別紙様式第 29 号> (第 16 条項第 3 項関係)

<p>審査請求に対する裁決について (通知)</p>	
<p>文 書 番 号 年 月 日</p>	
<p>(審査請求人) 殿</p>	
<p>国立大学法人 筑波技術大学長 印</p>	
<p>年 月 日付けで審査請求のありました件については、次のとおり裁決しましたので通知します。</p>	
<p>1. 審査請求に係る保有個人情報 の 名 称 等</p>	
<p>2. 審査請求に対する裁決等</p>	
<p>3. 審査請求に対する裁決の理由</p>	
<p>4. 備 考</p>	

この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づき、この採決があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人筑波技術大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

筑波技術大学大学戦略課

電話：029-858-